

よくあるお問い合わせ（令和2年4月22日現在）

【支給対象となる施設について】

Q：協力金の対象施設はどのような施設ですか？

A：対象施設は別紙一覧の施設を予定しています。

Q：本社は県外にありますが、秋田県内に店舗があります。協力金の支給対象になりますか。

A：県内に「事業所」があれば、対象となります。

Q：「中小企業」とはどのような企業のことですか？うちの会社は「中小企業」に該当しますか？

A：業種によって中小企業の資本金、従業員の要件が決まっています。

（下表のとおり）

業 種	中小企業者の要件 （下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

ただし次の業種は以下のとおり

⑤ ゴム製造業	3億円以下	900人以下
⑥ ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦ 旅館業	5,000万円以下	200人以下

Q：4月25日から5月6日までの12日間全ての期間で休業していないと、協力金は支給されないのですか？

A：その通りです。4月25日午前0時から5月6日までの全ての期間において休業（飲食店等の食事提供施設の場合は営業時間の短縮）にご協力いただいた場合、協力金の支給対象となります。

Q：複数の店舗を持つ事業者は、全店舗を休業しないといけないのでしょうか？

A：休業要請の趣旨をご理解いただき、休業対象となる全ての店舗の休業にご協力をお願いします。なお、店舗Aが休業対象、店舗Bが休業対象外の業種である場合、休業するのは店舗Aだけで構いません。

Q：施設を運営していないが、フリーランスとして休業要請対象となる店舗と契約しています。休業した場合は対象となりますか？

A：休業等の要請をされている施設を運営する事業者に対する協力金であるため、施設を運営していない場合は対象なりません。

Q：まだ開店して間もないが、今回の休業要請に応じた場合は支給対象となりますか？

A：令和2年4月21日以前に営業していることが確認できる場合は、対象となります。

Q：宴会場のあるホテルを全館休業した場合は、支給対象となりますか？

A：宴会場を閉めていれば、対象となります。

Q：ショッピングモールにテナントとして入居していますが、要請に応じて休業した場合は支給対象となりますか？

A：ショッピングモール等商業施設にテナントとして入居している事業者で、要請に応じて休業あるいは営業時間短縮にご協力いただいた場合は、支給対象となります。

Q：飲食店の場合、どうすれば協力金の対象となりますか？

A：飲食店の場合、夜間の営業自粛に向けて、午前5時から午後8時までの間の営業時間にさせていただくことを要請しております。例えば、午後10時まで営業していたものが、午後8時までの営業に短縮するなど、午前5時から午後8時までの範囲内に営業時間を短縮した場合に対象となります。また、終日休業した場合も対象となります。

Q：もともとの営業時間が午前10時から午後6時までの喫茶店を営んでいますが、営業時間を短縮すれば、協力金の支給対象になりますか？

A：支給対象になりません。飲食店の営業時間短縮を要請する趣旨は、夜間の営業を控えていただくことにありますので、もともと午前5時から午後8時の範囲内で営業している飲食店は休業要請の対象外で、協力金の支給対象外です。

Q：カラオケ喫茶など、明確に業種（カラオケボックス／喫茶店）を分類できない場合は、どうしたらよいですか？

A：主な事業が、どの「種類」にあたるかによってご判断ください。主な事業が、「カラオケボックス」であれば、休業要請の対象となります。

Q：カラオケ喫茶を営んでいます。感染拡大防止の観点から、カラオケを辞めて、喫茶店として営業しようと思いますが、問題はないでしょうか？

A：喫茶店の場合も、感染防止の観点から、午後8時以降の休業をお願いしています。もともと午後10時まで営業していたお店を午後8時までとするなど、営業時間の短縮にご協力いただいた場合は、協力金の給付対象となります。

Q：昼は飲食店、夜はバーとして、業種を変えて営業している場合、どちらの業種で判断すれば良いのでしょうか？

A：売上げや、営業時間などから考えて、お店の主たる事業の「種類」で休業対象となるかをご判断ください。主な事業が、「喫茶店」であれば、休業要請の対象ではありませんが、営業時間短縮要請の対象となります。

Q：飲食店がテイクアウトサービスに切り替えて営業を継続した場合は、対象となりますか？

A：店内飲食の営業時間を短縮し、午後8時から午前5時までの営業を行わない場合は、対象となります。なお、この時間帯（午後8時から午前5時まで）にテイクアウトサービスを行っていても、対象となります。

【申請について】

Q：申請の方法はどうすればいいですか？

A：専用ホームページからの電子申請か、郵送になります。また、県庁及び各地域振興局でも受付ボックスを設置し、申請を受け付けます。
電子申請の方法や郵送先など、申請の詳細は改めてホームページなどでお知らせします。

Q：申請はいつからできますか？

A：5月7日（木）から6月15日（月）まで申請を受け付けます。

【協力金について】

Q：県内に事業所を3店舗持っているのですが、その場合でも支給額は60万円になりますか？

A：県内に所在する事業所が2事業所以上の場合、支給額は一律60万円となります。

Q：秋田県の協力金と国の持続化給付金の両方を申請することはできますか？

A：できます。

※持続化給付金

新型コロナウイルス感染症拡大により、前年同月比50%以上の売上減の事業者に対し、法人200万円、個人100万円給付する制度。国の制度だが、現在のところ、詳細は未定。

〔4月22日追加〕

Q：夜に開いている飲食店だが、週に3回程度しか営業していない。それでも休業要請に応じて8時までの営業に切り替えた場合、協力金の対象となりますか？

A：感染拡大防止に協力していただいているので、対象となります。

Q：全県に10店舗展開している。そのうち4店舗だけで休業すれば協力金の対象となりますか？

A：対象となる業種に該当すれば、感染拡大防止のため、10店舗すべて休業するよう要請します。その上で、10店舗休業していただければ協力金を支給します。

Q：学習塾をやっている。要請に応じて教室を閉めるが、インターネットに切り替えて授業をやっても対象となるか？

A：教室での感染拡大防止に協力していただいているので、対象となります。

Q：小売店舗を運営している。店舗を休業し、インターネット販売に注力するという場合、対象となるか？

A：対象となる業種に該当すれば、感染拡大防止に協力していただいているので、対象となります。

Q：店舗を閉めているが、中で職員のみで事務作業していても対象となりますか？

A：事務作業のみは構いません。対象となる業種に該当すれば、対象となります。

Q：音楽教室を開いている。教室を閉めて訪問レッスンをやることにした場合、支給対象となるか？

A：教室での感染防止に協力していただいているので、対象となります。

Q：貴金属の買取のみを行っていますが、協力金の対象となりますか？

A：貴金属買取は資金需要に応える生活必需サービスとみなされるため、協力金の支給対象外となります。なお、中古の貴金属の小売販売もする場合は対象となります。

Q：化粧品の販売を行っていますが、協力金の対象となりますか？

A：化粧品は生活必需物資とみなされますので、協力金の支給対象外となります。

Q：スポーツクラブを営んでいます、スポーツクラブの一角で衣料品の販売を行っている場合、協力金の支給対象となりますか？

A：要請に応じてスポーツクラブを休業した場合、協力金の支給対象となります。

Q：エステティックサロンを営んでいます、サロンの一角で化粧品販売を行っている場合、協力金の対象となりますか？

A：要請に応じてエステティックサロンを休業した場合、協力金の支給対象となります。

Q：ホテルの場合、休業要請の出ている宴会場を休業すれば、レストラン（飲食店）は夜8時を超えて営業していても、協力金の対象となりますか？

A：宴会場を休業するとともに、レストランについても休業、または朝5時から夜8時での営業とするなど、営業時間の短縮にご協力いただいた場合は、協力金の支給対象となります。